

## 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度 Q & A集

### 1. 制度全般について

- 1-1 本制度を創設した経緯や主旨はどういったものか。
- 1-2 具体的にはどの事業者のどのようなサービスを想定しているのか。

### 2. 手続き・認定について

- 2-1 手続き・認定は具体的にどのように進められるのか。
- 2-2 地域限定的なサービスは対象となるのか。
- 2-3 ベンチャーキャピタルは対象となるのか。
- 2-4 研究開発分野が限定されたサービスは対象となるのか。
- 2-5 公益財団法人等で実施している研究者への助成金事業など、無償でのサービスは対象となるのか。
- 2-6 一つの事業者で複数のサービスを申請してもいいのか。
- 2-7 複数の事業者で一つのサービスを申請してもいいのか。
- 2-8 認定要件はどのようなものか。
- 2-9 認定に際し、申請内容等が変更されることはあるのか。
- 2-10 有識者会議の委員はどのような人選をしているのか。
- 2-11 有識者会議は公開するのか。
- 2-12 認定サービスを行う事業者に問題があった場合、どのような対応を行うのか。
- 2-13 様式1はどれくらいの分量を書けばよいのか。
- 2-14 様式1の申請代表者と連絡先は誰の氏名、連絡先を記載すればよいか。
- 2-15 一つの事業者で複数のサービスを申請する際に、様式1の添付資料(事業者の概要、財務諸表等)はそれぞれの申請書に同一のものを添付する必要があるか。

### 3. 認定後の取組について

- 3-1 認定後はどのような取組を進めていくのか。
- 3-2 文科省事業との連携について、具体的にはどのようなことをするのか。
- 3-3 認定されることによって事業者の負担になるようなことはないか。

### 1-1 本制度を創設した経緯や主旨はどういったものか。

- ・ 民間事業者が行う研究支援サービスの利活用を、本制度を通じて奨励、促進し、研究コミュニティに対する認知度を高めることにより、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援します。
- ・ また、認定された事業者と文部科学省は、意見交換やネットワーキング等の機会を設けることとしています。
- ・ 将来的には、認定された研究支援サービスと文部科学省関連事業との具体的な連携も検討することとしています。
- ・ なお、本制度は、文部科学省の科学技術改革タスクフォースにおいて、省内若手有志によってその所属にとらわれずして検討されたアイデアに基づいて提案された施策です。

### 1-2 具体的にはどの事業者のどのようなサービスを想定しているのか。

- ・ 研究支援サービスには、大学、独立行政法人、研究機関やその研究者等の研究環境の向上につながるもの、研究者同士あるいは产学のマッチングを支援するもの、研究資金の獲得を支援するものなど多様なサービスがあると承知しています。
- ・ また、公募によって、まだ広く知られていない優れた特徴を有する研究支援サービスの掘り起こしつながることも期待しています。
- ・ なお、令和元年度は8件のサービスを認定しました。

(URL:[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kagaku/kihon/1422215\\_00003.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00003.htm))

## 2-1 手続き・認定は具体的にどのように進められるのか。

- ・ 民間事業者から研究支援サービスの公募(年1回、1か月程度)を行います。
- ・ 認定にあたっては、申請されたサービスについて、有識者会議における書面審査及びヒアリング審査を実施します。文部科学省が申請書類について書類の不備や事実関係等についての確認を行った上で、有識者会議委員による書面審査を実施し、ヒアリング審査を行うサービスを決定します。その後、有識者会議において事業者からのヒアリングを実施し、認定の可否について意見を取りまとめます。
- ・ 最終的には有識者会議の意見を踏まえて、文部科学省の責任において認定を行います。

## 2-2 地域限定的なサービスは対象となるのか。

- ・ 地域限定のサービスについては、必ずしも多くの研究者が利活用できないものもあり、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出への貢献が限定的であることから、直ちに認定の対象にとなるとは考えていません。
- ・ しかしながら、地域限定のサービスであっても、当該サービスが他の取組と比べて特に優れた特徴があり、その結果として、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出に貢献するようなものがあれば認定対象となり得る可能性もあると考えています。

## 2-3 ベンチャーキャピタルは対象となるのか。

- ・ ベンチャーキャピタルにおける投資事業は、すでに一般的な事業となっており、市場も形成されていることから、直ちに対象になるものとは考えていません。
- ・ しかしながら、他の取組と比べて特に優れた特徴を有し、より良い研究環境の提供、我が国における科学技術の推進やイノベーションの創出に広く貢献するようなものがあれば、認定対象となり得る可能性もあると考えています。

## 2-4 研究開発分野が限定されたサービスは対象となるのか。

- ・ 研究開発分野が限定されたサービスについては、必ずしも多くの研究者が利活用できないものもあり、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出への貢献が限定的であることから、直ちに認定の対象となるとは考えていません。
- ・ しかしながら、分野限定的なサービスであっても、当該サービスが、当該分野において高い評価を受けており、信頼性の高いサービスを継続して提供できる体制があり、他の取組と比べて特に優れた特徴があり、その結果として、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出に貢献するようなものがあれば認定対象となり得る可能性もあると考えています。

2-5 公益財団法人等で実施している研究者への助成金事業など、無償でのサービスは対象となるのか。

- ・本制度は日本国内に法人格を有する民間事業者(株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社)がビジネス(収益の分配を目的)として行っている研究支援サービスを想定しているため、御指摘の公益財団法人で実施しているサービスについては、その一般的な内容を踏まえると対象になるとは考えていません。

2-6 一つの事業者で複数のサービスを申請してもいいのか。

- ・対象が研究支援サービス自体であるため、申請上制限している訳ではありません。

2-7 複数の事業者で一つのサービスを申請してもいいのか。

- ・対象が研究支援サービス自体であるため、申請上制限している訳ではありません。
- ・具体的な応募内容を踏まえて判断してまいります。

2-8 認定要件はどのようなものか。

- ・以下の認定要件に照らして審査してまいります。
  - ① 当該サービスが、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出に貢献するものか。
  - ② 当該サービスに、他の取組と比べて優れた特徴を有しているか。
  - ③ 大学、独立行政法人、研究機関やその研究者等と良好な関係(ネットワーク)を構築できるものか。
  - ④ 当該サービスを行う事業者が、十分な管理運営体制及び財務基盤を確保しているか。
  - ⑤ 当該サービスが、①に掲げる要件を満たすことに寄与する事業実績を有しているか。

2-9 認定に際し、申請内容等が変更されることはあるのか。

- ・本制度では、認定に際し、必要な条件を付すことができるとしております。
- ・必要があるときは、当該申請者と十分な協議の上、申請に係る事項に修正を加えて認定することがあります。

2-10 有識者会議の委員はどのような人選をしているのか。

- ・人員構成としては、本制度全般や具体的な申請案件について幅広く議論できるよう、産業界、学術界、法律・会計の専門家等から人選をしています。

2-11 有識者会議は公開するのか。

- ・ 議事については、申請された個別案件を取り扱うため、非公開としています。

2-12 認定サービスを行う事業者に問題があった場合、どのような対応を行うのか。

- ・ 本制度の適切な実施に当たって必要があると認める場合、当該研究支援サービスを行う事業者に対して報告を求ることとしています。
  - ・ その上で、
    - 一認定要件を満たさなくなった場合
    - 一申請に際し虚偽の申請が行われた場合
    - 一その他文部科学大臣が認定事業者としてふさわしくないと判断した場合
- 等において、文部科学省は認定の取り消すことができることとしています。

2-13 様式1はどれくらいの分量を書けばよいのか。また、どのような点に留意して記載をすればよいのか。

- ・ 申請の際に過度な負担とならないように簡潔な様式にしていますが、認定要件を踏まえた申請となるよう、適宜枠を広げて適切な分量で記載いただきたいと考えています。
- ・ なお、記載にあたっては、以下の事項盛り込むように留意してください。
  - 料金体系(アカデミックディスカウントなどがあればそれも記載)
  - 収益化の仕組み(資金の流れ)
  - 大学や国立研究開発法人の利用実績(利用大学数やサービスの利用による成果事例等)
  - 類似のサービスと比した際の新規性、独創性、先進性(差別化できるポイント)

2-14 様式1の申請代表者と連絡先は誰の氏名、連絡先を記載すればよいか。

- ・ 申請代表者には、事業者の代表者名を、連絡先には、申請後の連絡が可能な担当者の連絡先を記載ください。

2-15 一つの事業者で複数のサービスを申請する際に、様式1の添付資料(事業者の概要、財務諸表等)はそれぞれの申請書に同一のものを添付する必要があるか。

- ・ 一つの事業者で複数のサービスを申請する際には、添付資料が同一であれば、まとめて1部の提出で構いません。

### 3-1 認定後はどのような取組を進めていくのか。

- ・ まずは認定された研究支援サービスの利活用を、本制度を通じて奨励、促進し、研究コミュニティに対する認知度を高めていくこととしています。
- ・ 研究支援サービスを認定された事業者と文部科学省は、意見交換やネットワーキング等の場を設けることとしており、さらにシンポジウム共催などによって研究支援ビジネスや研究現場の活性化を後押しするとともに、尖ったアイデアをもつ事業者から政策への示唆として役立てていきます。
- ・ 将来的には、認定された研究支援サービスと文科省関連事業とのシナジー効果が得られるよう、具体的な連携も検討してまいりたいと考えています。

### 3-2 文科省事業との連携について、具体的にはどのようなことをするのか。

- ・ 文部科学省は、科学技術イノベーションに関して、人材、資金、環境等において様々な政策・施策を展開しています。
- ・ 将来的には、認定された研究支援サービスと文部科学省関連事業とのシナジー効果が得られるよう、具体的な連携も省内調整を図りつつ検討したいと考えています。

### 3-3 認定されることによって事業者の負担になるようなことはないか。

- ・ 研究支援サービスを認定された事業者は、当該研究支援サービスに関する毎年度の事業実績を文部科学省に報告するものとしています。
- ・ しかしながら、本制度は、民間事業者の研究支援サービスの利活用を後押しすることが第一の目的であり、事業実績の提出については簡易的なものとし、また、認定後のネットワーキング等についても事業者の負担にならないよう配慮してまいりたいと考えています。